

中泊町農業委員会会議録

令和2年10月9日

中泊町農業委員会

令和2年度 中泊町農業委員会 10月定例総会議事録

1. 開催日時 令和2年10月9日(金) 13時30分～

2. 開催場所 中泊町役場 小会議室1

3. 出席委員(人)

会 長	15番	松坂 龍美		
会長職務代理者	14番	松田 耕司		
委 員	1番	澤田 健吾	2番	大川 勝仁
			4番	葛西 誠
	5番	青山 邦栄	6番	藤田 次男
	7番	小野 美恵子	8番	瓜田 益子
	9番	坂本 朝彦	10番	成田 誠
	13番	木村 巧		

4. 欠席委員(人)

委 員	3番	工藤 輝雄	11番	外崎 満幸
委 員	12番	神 良一		
委 員				

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名

第3 【報告】

報告第13号 農地法第18条第6項による通知書について

第4 【議案】

議案第20号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第21号 農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第22号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

報告・協議事項

(1) 業務予定

(2) その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 古 川 幹 人

次 長 古 川 明 彦

主 事 外 崎 健 太

7. 会議の概要

事務局 (課長)	<p>ただいまから、令和2年度中泊町農業委員会10月定例総会を開会いたします。</p> <p>ただいまの、出席者数は15名中12名ですので定足数に達しており、総会は成立しております。それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松坂会長にお願いいたします。</p> <p>はじめに、松坂会長よりご挨拶をお願いします。</p>
会 長	<p>本日は、定例総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。</p>
議 長	<p>これより議事に入ります。まず、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。</p> <p>会期は本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p> <p>ご異議なしと認め、会期は本日1日限りといたします。</p> <p>日程第2、議事録署名委員についてであります。会議規則第16条の規定に基づき議事録署名委員を選任します。私から指名してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p> <p>異議ないようですので、私から指名いたします。</p> <p>議事録署名委員には、6番藤田次男委員と7番小野美恵子委員の2名を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議の書記には、事務局職員の古川次長と外崎主事を指名いたします。</p>
	<p>◎報告第13号</p>
議 長	<p>それでは、日程第3の報告第13号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局 (古川)	<p>3ページをお開き下さい。報告第13号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」農地法第18条第6項の規定による通知書について、次のとおり報告する。</p> <p>令和2年10月9日提出 中泊町農業委員会会長。</p> <p>今月の賃貸借の合意解約は、基盤整備事業による機構関連の解約の11件でございます。内容については資料をご覧ください。報告は以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。ただいまの報告第13号について、何かご質問等ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問無し)</p>
議 長	<p>無いようですので次に議案の審議に入ります。</p>
	<p>◎議案第20号</p>
議 長	<p>議案第20号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局 (外崎)	<p>32ページをお開き下さい。議案第20号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請の提出があったので審議を求めます。令和2年10月9日提出 中泊町農業委員会会長。</p>
議 長	<p>議案第20号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。</p>

瓜田・坂本
委員

それでは報告いたします。
去る10月1日、私と坂本委員、事務局職員とで現地調査を行いました。
本議案の農地法第3条の申請は3件ございました。いずれも調査した結果、耕作目的の申請
であり、農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。
以上ご報告いたします。

議 長

それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事 務 局
(外崎)

33ページをお開き下さい。今月の農地法第3条の許可申請は、受付番号20番から22
番の3件ございました。内訳は、すべて所有権移転です。

受付番号20番は、深郷田字甘木地内の1筆の畑1,022平方メートルの売買です。譲受人
は譲渡人と同様にそ菜を栽培するとのことでした。譲受人の、保有している機械の能力、農
作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま。

受付番号21番は、田茂木字鳴見地内の1筆の畑976平方メートルの売買です。譲受人は
譲渡人と同様にそ菜を栽培するとのことでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作
業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま。

受付番号22番は、今泉字神山地内の1筆の畑541平方メートルの売買です。譲受人は譲
渡人と同様にそ菜を栽培するとのことでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作業
に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま。

受付番号20番から22番は、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該
当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えま。

議 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議 長

質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第20号について、原案のとおり決定
することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長

異議がないようですので、議案第20号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第21号

議 長

議案第21号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と
します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局
(古川)

35ページをお開き下さい。議案第21号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員
会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請の提出があつた
ので審議を求める。令和2年10月9日提出 中泊町農業委員会会長。

議 長

議案第21号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告を
お願いします。

瓜田・坂本
委員

それでは報告いたします。
去る10月1日、私と坂本委員、事務局職員とで現地調査を行いました。
本議案の農地法第5条の転用許可申請が1件ございました。申請地は尾別字浅井の1筆の畑
であります。調査した結果、面積その他の基準からみて問題なく許可相当と認められます。
以上ご報告いたします。

議 長

それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事 務 局
(古川)

それでは、説明いたします。
36ページをお開きください。受付番号4番、尾別地域の浅井地内の畑1筆、面積は156
㎡の内の53㎡です。転用目的は、風力発電設備建設に伴う設備輸送運搬路としての道路拡幅
による一時転用であります。周辺農地等への支障につきましては、飛散や流出の防止をする
とのこと、終了後には現状に復旧することから問題ないものと思われま。許可基準に
定める農地区分としては、その他2種農地に該当。一時的な利用(3年以内)であり、周辺
の営農状況にも影響がないと思われるので、許可相当と認められます。運用通知としまして
は、その他の2種農地「第2の1の(1)のカの(ア)」を適用しております。

議 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議 長

質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第21号について、原案のとおり決定
することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長

異議がないようですので、議案第号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第22号

議 長

議案第22号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務
局より議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局
(古川)

41ページをお開き下さい。議案第22号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」
農業経営基盤強化法第18条第1項の13定により中泊町長から別紙のとおり依頼があった
ので決定を求める。令和2年10月9日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをご覧ください。それではご説明いたします。令和2年10月7日付中農政第
203号で、中泊町長より当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見
を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

事 務 局
(外崎)

今月の利用権設定は賃貸借の新規が1件、農地中間管理事業による利用権設定が37件と
なっております。44ページをご覧ください。

受付番号43番は、賃貸借の新規の設定です。設定する農地は宮川字霞地内ほか8筆の
「田」18,000平方メートルです。期間は10年で土地改良費は地主負担。貸借料は10アール
当たり米3俵の価格、支払い方法は毎年11月末日までに本人に支払うとのこと。賃借人
認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま。

次に47ページをご覧ください。こちらは、農地中間管理事業による利用権設定です。

機構20-128番は賃貸借の新規の設定で、設定する農地は宮野沢地内の11筆の「田」29,281平方メートルです。期間が17年で土地改良費は借主負担。貸借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は毎年11月末日までに本人に支払うとのことです。賃借人認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

次の機構20-131番は賃貸借の新規の設定で、設定する農地は薄市地内の6筆の「田」12,277平方メートルです。期間が17年で土地改良費は借主負担。貸借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は毎年11月末日までに本人に支払うとのことです。賃借人認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

次に、機構20-132番から136番までが機構をとおしての使用貸借となっておりますので、資料をご覧ください。

機構20-137番は、賃貸借の新規の設定で、設定する農地は宮野沢地内2筆の「田」6,763平方メートルです。期間が17年で土地改良費は借主負担。貸借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は毎年11月末日までに本人に支払うとのことです。賃借人認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

機構20-138から139番までが機構をとおしての使用貸借となっておりますので、資料をご覧ください。

機構20-140番は、賃貸借の新規の設定で、設定する農地は宮野沢地内の9筆の「田畑」11,710平方メートルです。期間が17年で土地改良費は借主負担。貸借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は毎年11月末日までに本人に支払うとのことです。賃借人認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

機構20-141番から150番も機構をとおしての使用貸借となっておりますので、資料をご覧ください。

機構20-151番は、賃貸借の新規の設定で、設定する農地は宮野沢地内1筆の「田」6,280平方メートルです。期間が17年で土地改良費は借主負担。貸借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は毎年11月末日までに本人に支払うとのことです。賃借人認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

機構20-152番は、賃貸借の新規の設定で、設定する農地は宮野沢地内6筆の「田」6,421平方メートルです。期間が17年で土地改良費は借主負担。貸借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は毎年11月末日までに本人に支払うとのことです。賃借人認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

機構20-153番は、賃貸借の新規の設定で、設定する農地は宮野沢地内1筆の「田」2,297平方メートルです。期間が17年で土地改良費は借主負担。貸借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は毎年11月末日までに本人に支払うとのことです。賃借人認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

機構20-154番は、賃貸借の新規の設定で、設定する農地は今泉地内14筆の「田」12,883平方メートルです。期間が17年で土地改良費は借主負担。貸借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は毎年11月末日までに本人に支払うとのことです。賃借人認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

機構20-155番は、賃貸借の新規の設定で、設定する農地は薄市地内3筆の「田畑」9,648平方メートルです。期間が17年で土地改良費は借主負担。貸借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は毎年11月末日までに本人に支払うとのことです。賃借人認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

機構20-156番は、賃貸借の新規の設定で、設定する農地は薄市地内3筆の「田」9,848平方メートルです。期間が17年で土地改良費は借主負担。貸借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は毎年11月末日までに本人に支払うとのことです。賃借人認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

機構20-157番は、賃貸借の新規の設定で、設定する農地は薄市地内5筆の「田」10,438平方メートルです。期間が17年で土地改良費は貸主負担。貸借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は毎年11月末日までに本人に支払うとのことです。賃借人認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

機構20-158番は、機構をとおしての使用貸借となっておりますので、資料をご覧ください。

機構20-160番は、賃貸借の新規の設定で、設定する農地は今泉地内1筆の「田」3,850平方メートルです。期間が17年で土地改良費は借主負担。貸借料は10アール当たり18,000円、支払い方法は毎年11月末日までに本人に支払うとのことです。賃借人認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

機構20-161番は、賃貸借の新規の設定で、設定する農地は今泉地内1筆の「田」2,108平方メートルです。期間が17年で土地改良費は貸主負担。貸借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は毎年11月末日までに本人に支払うとのことです。賃借人認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

機構20-162番は、賃貸借の新規の設定で、設定する農地は今泉地内1筆の「田」4,700平方メートルです。期間が17年で土地改良費は借主負担。貸借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は毎年11月末日までに本人に支払うとのことです。賃借人認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

機構20-163番は、賃貸借の新規の設定で、設定する農地は宮野沢地内1筆の「田」2,702平方メートルです。期間が17年で土地改良費は借主負担。貸借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は毎年11月末日までに本人に支払うとのことです。賃借人認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

機構20-164番は、賃貸借の新規の設定で、設定する農地は宮野沢地内3筆の「田」10,343平方メートルです。期間が17年で土地改良費は貸主負担。貸借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は毎年11月末日までに本人に支払うとのことです。賃借人認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

機構20-165番は、賃貸借の新規の設定で、設定する農地は薄市地内2筆の「田」4,072平方メートルです。期間が17年で土地改良費は借主負担。貸借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は毎年11月末日までに本人に支払うとのことです。賃借人認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

機構20-166番は、賃貸借の新規の設定で、設定する農地は今泉地内2筆の「田」2,183平方メートルです。期間が17年で土地改良費は借主負担。貸借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は毎年11月末日までに本人に支払うとのことです。賃借人認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

機構20-167番は、賃貸借の新規の設定で、設定する農地は今泉地内7筆の「田」15,148平方メートルです。期間が17年で土地改良費は借主負担。貸借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は毎年11月末日までに本人に支払うとのことです。賃借人認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

議長 何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議 長 質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第22号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長 異議がないようですので、議案第22号は原案のとおり決定いたします。

議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

報告・協議事項について

事務局
(外崎)

それでは、報告・協議事項について、ご説明申し上げます。

1) 業務予定

2) その他

(資料にもとづいて、内容説明)

議 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告・協議事項はすべて終了いたしました。

それでは、以上をもちまして、令和2年度中泊町農業委員会10月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年10月9日

農業委員会
会 長 _____

署名委員

署名委員
